

平成 27 年 11 月 18 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 コ ロ プ ラ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 馬 場 功 淳  
( コ ー ド : 3 6 6 8 東 証 第 一 部 )  
取 締 役  
問 合 せ 先 コ ー ポ レ ー ト 統 括 本 部 長 長 谷 部 潤  
( TEL . 03-6721-7770 )

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更することを決議し、平成27年12月18日開催予定の第7回定時株主総会に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

- (1) 当社は、平成 27 年 8 月 19 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、平成 27 年 12 月 18 日開催予定の定時株主総会の承認を条件に、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

- (2) 当社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条に事業目的を追加するとともに、号文の新設に伴う号数の繰下げを行うものであります。
- (3) 取締役及び会計監査人が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定を、定款第 30 条第 1 項及び第 37 条第 1 項に新設するものであります。

また、改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第 29 条の変更を行うものであります。

以上の新設及び変更については、各監査役の同意を得ております。

- (4) その他、法令の表現に合わせた文言の整備、字句の修正及び条数の変更等所要の変更を行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年12月18日
定款変更の効力発生日	平成27年12月18日

以 上

【別紙】

定款変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第2条 (目 的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(3) &lt;条文省略&gt;</p> <p>(4) <u>労働者派遣事業、有料職業紹介事業ならびに人材の職業適性能力開発のための研修、指導および教育事業</u></p> <p>(5)～(6) &lt;条文省略&gt;</p> <p>(7) <u>飲食店業</u></p> <p>(8)～(13) &lt;条文省略&gt;</p> <p>(14) 有価証券の取得、保有、投資および運用</p> <p>(15) <u>スポーツ、園芸、演劇、映画、その他各種の興業およびチケット販売</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">(16) 前各号に附帯関連する一切の業務</p> <p>第3条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第4条 (機 関)</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (公告方法)</p> <p>当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第2条 (目 的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(3) &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(4) <u>労働者派遣事業、有料職業紹介事業並びに人材の職業適性能力開発のための研修、指導及び教育事業</u></p> <p>(5)～(6) &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(7) <u>酒類及び飲食品の販売及び飲食店の経営</u></p> <p>(8)～(13) &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(14) 有価証券の取得、保有、投資及び運用</p> <p>(15) <u>スポーツ、園芸、演劇、映画その他各種の興業及びチケット販売</u></p> <p>(16) <u>音声及び映像のソフトウェアの企画、制作、製造、販売、貸与及び著作権事業</u></p> <p>(17) <u>書籍、楽譜その他の印刷物の出版及び販売</u></p> <p style="text-align: center;">(18) 前各号に附帯関連する一切の業務</p> <p>第3条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第4条 (機 関)</p> <p>当社は、株主総会<u>及び</u>取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条 (公告方法)</p> <p>当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第8条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第9条（单元未満株式についての権利）          当社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>（1） &lt;条文省略&gt;</p> <p>（2） &lt;条文省略&gt;</p> <p>（3） 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て<u>および</u>募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第10条（株主名簿管理人）</p> <p>1. &lt;条文省略&gt;</p> <p>2. 株主名簿管理人<u>および</u>その事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿<u>および</u>新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿<u>および</u>新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを<u>取扱わない</u>。</p> <p>第11条（株式取扱規程）</p> <p>当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令<u>または</u>本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条（株主総会の招集）</p> <p>当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3<u>ヶ月</u>以内にこれを招集し、臨時株主総会はその必要があるときに随時これを招集する。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第8条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第9条（单元未満株式についての権利）          当社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>（1） &lt;現行どおり&gt;</p> <p>（2） &lt;現行どおり&gt;</p> <p>（3） 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て<u>及び</u>募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第10条（株主名簿管理人）</p> <p>1. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2. 株主名簿管理人<u>及び</u>その事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿の作成、<u>これらの備置きその他の株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを<u>取り扱わない</u>。</u></p> <p>第11条（株式取扱規程）</p> <p>当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令<u>又は</u>本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条（株主総会の招集）</p> <p>当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3<u>か月</u>以内にこれを招集し、臨時株主総会はその必要があるときに随時これを招集する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第13条 &lt;条文省略&gt;  第14条 (招集権者および議長)  &lt;条文省略&gt;  第15条 (決議の方法)  1. 株主総会の決議は、法令<u>または</u>本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。  2. &lt;条文省略&gt;  第16条 (議決権の代理行使)  1. &lt;条文省略&gt;  2. 株主<u>または</u>代理人は、株主総会<u>毎</u>に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。  第17条 (議事録)  株主総会における議事の経過の要領<u>および</u>その結果<u>ならびに</u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載<u>または</u>記録する。  第18条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)  当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類<u>および</u>連結計算書類に記載<u>または</u>表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。    第4章 取締役<u>および</u>取締役会  第19条 (取締役の員数)  当社の取締役は11名以内とする。    &lt;新 設&gt;</p>	<p>第13条 &lt;現行どおり&gt;  第14条 (招集権者<u>及び</u>議長)  &lt;現行どおり&gt;  第15条 (決議の方法)  1. 株主総会の決議は、法令<u>又は</u>本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。  2. &lt;現行どおり&gt;  第16条 (議決権の代理行使)  1. &lt;現行どおり&gt;  2. 株主<u>又は</u>代理人は、株主総会<u>ごと</u>に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。  第17条 (議事録)  株主総会における議事の経過の要領<u>及び</u>その結果<u>その他</u>の法令に定める事項については、これを議事録に記載<u>又は</u>記録する。  第18条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)  当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類<u>及び</u>連結計算書類に記載<u>又は</u>表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。    第4章 取締役<u>及び</u>取締役会  第19条 (取締役の員数)  <u>1. 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>11名以内とする。</u>  <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第20条（取締役の選任）</p> <p>1. <u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. &lt;条文省略&gt;</p> <p>3. &lt;条文省略&gt;</p> <p>第21条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>1. 代表取締役は、取締役会において選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。</p> <p>3. &lt;条文省略&gt;</p> <p>第22条（取締役の任期）</p> <p>1. 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>第23条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p style="text-align: center;">&lt;条文省略&gt;</p>	<p>第20条（取締役の選任）</p> <p>1. <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>3. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第21条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>1. 代表取締役は、取締役会において<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長、取締役副社長、専務取締役<u>及び</u>常務取締役を選定することができる。</p> <p>3. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第22条（取締役の任期）</p> <p>1. 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第23条（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p style="text-align: center;">&lt;現行どおり&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条（取締役会の招集通知）</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前に、各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p style="text-align: center;">＜新 設＞</p> <p>第25条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第26条（取締役会規程）</p> <p>取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるものを除くほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第27条（取締役会の議事録）</p> <p>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第28条（報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第24条（取締役会の招集通知）</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前に、各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第25条（重要な業務執行の委任）</p> <p><u>当会社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第27条（取締役会規程）</p> <p>取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるものを除くほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第28条（取締役会の議事録）</p> <p>取締役会における議事の経過の要領及びその結果その他<u>の</u>法令で定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>第29条（報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第29条</u>（取締役の責任限定）</p> <p><u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条に関する社外取締役（社外取締役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において限定する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">＜新 設＞</p> <p style="text-align: center;">＜新 設＞</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>第30条</u>（監査役の員数）</p> <p><u>当社の監査役は、3名以内とする。</u></p>	<p><u>第30条</u>（取締役の責任免除及び責任限定）</p> <p style="text-align: center;">＜削 除＞</p> <p>1. <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">＜削 除＞</p> <p style="text-align: center;">＜削 除＞</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第31条 (監査役の選任)</u></p> <p>1. <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p><u>第32条 (監査役の任期)</u></p> <p>1. <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p><u>第33条 (常勤監査役)</u></p> <p><u>当社は、監査役会の決議により、常勤監査役を選定する。</u></p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p><u>第34条 (監査役会の招集通知)</u></p> <p>1. <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前に、各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意がある時は、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p><u>第35条 (監査役会の決議の方法)</u></p> <p><u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決定する。</u></p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第36条（監査役会規程）</u>  <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるものを除くほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>第37条（監査役会の議事録）</u>  <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p><u>第38条（報酬等）</u>  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第39条（監査役責任限定）</u>  <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に関する社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p>&lt;削 除&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p>
<p>&lt;新 設&gt; &lt;新 設&gt;</p>	<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p><u>第31条（監査等委員会の招集通知）</u></p> <p>1. <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第41条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第42条 (会計監査人の責任限定)</p> <p><u>当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第43条～第46条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第32条 (監査等委員会の決議方法)</p> <p><u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって決定する。</u></p> <p>第33条 (常勤の監査等委員)</p> <p><u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第34条 (監査等委員会規程)</p> <p><u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第35条～第36条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第37条 (会計監査人の責任免除及び責任限定)</p> <p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p> <p>1. <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第38条～第41条 &lt;現行どおり&gt;</p>